

- ・令和6年4月より、建設業にも「時間外労働の上限規制」が適用
- ・道農政部では建設業者に対し、働き方改革に関するアンケート調査や現場技術者との意見交換を実施
- ・働き方改革の実現に向けて、寄せられた意見などを踏まえ、次の取組を実施

A:R6.3～適用予定

B:R6年度中検討

■工事発注前の取組

○委託業務成果品の品質向上

- ・基本設計の効果的な活用(A)
- ・施工アドバイザーの対象工種の拡大(A)
- ・ほ場整備、畑地整備の標準設計図の制定(A)

○施工時期の平準化

- ・通年施行(田)、夏工事(畑)、春・秋施工(草地)の拡大(B)
- ・債務負担行為の活用(B)
- ・柔軟で余裕のある工期設定(B)

○関係者との調整

- ・農家の営農計画の確認・調整(A)
- ・各種協議の適切・迅速な対応(B)

■工事発注後の取組

○一層の効率化

- ・遠隔臨場の活用(A)
- ・三者技術検討会の対象工種の拡大(A)
- ・ICT施工の推進(B)
- ・情報共有システムの活用拡大(A)
- ・迅速な設計変更(B)

○一層の業務軽減

- ・工事成果品の簡素化(A・B)
- ・施工管理の省力化(A・B)

○関係者との調整(再掲)

- ・農家の営農計画の確認・調整(A)
- ・各種協議の適切・迅速な対応(B)

■建設産業の持続的な発展に向けた取組

○担い手の確保・育成

- ・産学官連携による建設産業の魅力発信(B)
- ・農業農村整備の理解促進(B)

○法令遵守に関する理解促進

- ・働き方改革関連法等の周知(A)

No	項目	A:R6.3～適用予定 B:R6年度中検討	取組方針・内容
■ 工事発注前の取組			
○委託業務成果品の品質向上			
1	・基本設計の効果的な活用	A	・基本設計を活用し、新たに必要となった諸条件の整理や課題の検討を行うことで、実施設計段階での更なる成果品の品質向上を図る。
2	・施工アドバイザーの対象工種の拡大	A	・現場条件に応じた施工方法及び安全対策など、施工者からの意見を設計に反映させ、委託成果品の品質向上と施工現場の効率化を図る。
3	・ほ場整備、畑地整備の標準設計図の制定	A	・委託業務において、作成が必要な図面を明確化するとともに、図面名称や記載内容を統一することで、委託業務や工事を円滑に進め業務改善を図る。
○施工時期の平準化			
4	・通年施行(水田)、夏工事(畑地)、春・秋施工(草地)の拡大	B	【水田】 ・地域ごとに目標値の設定を進めるとともに、引き続き、地域の農業者などの理解促進に努め、更なる拡大を目指す。 【畑地】 ・夏工事の促進に向け目標値の設定について検討するとともに、受益者に理解を深めてもらうため現行PR資料を改定し、施工時期の更なる平準化に取り組む。 【草地】 ・春・秋施工の拡大に向けて、受益農家に理解を深めてもらうためPR資料を作成し、平準化率の上積みを図る。
5	・債務負担行為の活用	B	・繁忙期の工事量の集中を回避するため、工期が1年未満の工事についても、2カ年国債の設定や当初ゼロ国債を活用し、一層の早期発注により施工時期の平準化に取り組む。
6	・柔軟で余裕のある工期設定	B	・限られた土木技術者や作業員、資機材を有効に活用するため、受注者が工事開始日や工期末を選択し円滑な施工が進められるよう、柔軟な工期設定に取り組む。

No	項目	A: R6.3～適用予定 B: R6年度中検討	取組方針・内容
■ 工事発注前の取組			
○関係者との調整			
7	・農家の営農計画の確認・調整	A	・発注後に工事内容の変更が発生し、工程などに影響を及ぼすことのないよう、受益者へ十分に設計内容を確認し、建設会社職員の時間外労働の縮減や休日の確保を図る。
8	・各種協議の適切・迅速な対応	B	・工事の計画的な工程管理のため、引き続き、支障物件などの移設補償にともなう事務手続きがより一層迅速に進むよう、施設管理者とも協働して取り組む。
■ 工事発注後の取組			
○一層の効率化			
9	・遠隔臨場の活用	A	・情報通信技術（ICT）の活用により、工事現場の段階確認や立会の際に、遠隔臨場を行うことで、移動時間を縮減し受発注者双方の業務の効率化を図る。
10	・三者技術検討会の対象工種の拡大	A	・これまで一部の工種に対して実施していた三者技術検討会について、面工事においても設計思想や施工条件、受益者の要望の反映などを確認し、施工管理の効率化と工事目的物の品質確保を図る。
11	・ICT施工の推進	B	・測量等の準備作業や施工・現場管理の省力化など、一層の生産性向上が図られるICT施工を推進する。
12	・情報共有システムの活用拡大	A	・ICTを活用し、情報共有の迅速化や書類整理の軽減など、受発注者双方の業務の効率化を図る。
13	・迅速な設計変更	B	・設計変更の事務手続きに要する時間の短縮に向け、軽微な設計変更において上限額を拡大するなど、手続きの迅速化に取り組む。

No	項目	A:R6.3～適用予定 B:R6年度中検討	取組方針・内容
■ 工事発注後の取組			
○一層の業務軽減			
14	・工事成果品の簡素化	A・B	・出来形図の朱書き二段書きを廃止するなど、今後も工事成果品の簡素化を図る。
15	・施工管理の省力化	A・B	・管の敷設状況の確認のために行う管番号のマーキングについて、農政部発注工事は小口径が多くこの作業に多大な時間を要していることから、マーキングを簡略化するなど、今後も施工管理業務の軽減を図る。
○関係者との調整(再掲)			
16	・農家の営農計画の確認・調整	A	・発注後に工事内容の変更が発生し、工程などに影響を及ぼすことのないよう、受益者へ十分に設計内容を確認し、建設会社職員の時間外労働の縮減や休日の確保を図る。
17	・各種協議の適切・迅速な対応	B	・工事の計画的な工程管理のため、引き続き、支障物件などの移設補償にともなう事務手続きがより一層迅速に進むよう、施設管理者とも協働して取り組む。
■ 建設産業の持続的な発展に向けた取組			
○担い手の確保・育成			
20	・産学官連携による建設産業の魅力発信	B	・地域の若年層に対して出前授業や現場見学会、インターンシップの受け入れなどに取り組み、建設産業への理解を深め、勤労観・職業観の醸成を進める。
21	・農業農村整備の理解促進	B	・農業農村整備事業を広く道民に紹介するため、パネル展など広報活動に取り組む。
○法令遵守に関する理解促進			
22	・働き方改革関連法等の周知	A	・農家はもとより、関係団体などを含めた発注者側職員に対しても、働き方改革関連法や公共工事事確法の周知を図る。